協議項目第21-号

各種事務事業 (第3セクター)の取扱いについて

各種事務事業(第3セクター)の取扱いについて提出する。

平成16年1月22日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業(第3セクター)の取扱いについて

株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。

平成16年1月22日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目 第3セクター
調整方針	株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、	当面現行のとおりとする。

区分	- W	現	況		調整内容
E 77	5 削 町	生名村	岩 城 村	魚 島 村	His TE L2 II
窓 分 一	弓削町	生 名 村 【名称】 株式立登9年4月 【10,000千円 生物愛9年4月 【10,000千円 生物で10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1	岩 城 村 【名称】 株式会社 いわぎ物産センター 【設立年月日】 昭和60年6月10日 【資本金】 10,000千円 岩域今治農協 350千円 超智今治農協 350千円 岩域村商工会 150千円 岩域大名漁協 150千円 岩地大名漁協 150千円 岩 場 150千円 岩 場 150千円 岩 市場 150千円 岩 市場 150千円 表 15		書の 整 内 容 株式会社いきなスポレク及び株式会社については、当面現行のとおりとする。
		書を交付すること (4) 前各号に付随する業務を行うこと 【役員構成》 代表取締役1名、専務取締役1名、 常務取締役1名、取締役5名、監査役2名 【職員】 正規職員7名、パート7名 【委託料】 委託金額 30,000千円	ケーキ製造・販売業務、港務所内販売でのみやげ物等の販売業務 【役員構成】 代表取締役1名、取締役4名、監査役2名 【職員】 部長 他3名		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目 第3セクター
調整方針	株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては	、当面現行のとおりとする。

区分		mT	現	++	ш	1- 1-	況	4	ė	+-	調	整	内容
	弓 削	町	生 名 内訳:宿泊研修施設	村 『蛙石荘 -	岩	城	村	魚	島	村			
			2010年11月11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日1	4,000千円									
			:サウンド波間	田及びいきな									
			スポレク公園(
			【維持管理の費用負担】	26,000千円									
			次に掲げる物件等(土)	地を除く)の維									
			持管理は生名村の負担	B C 13. () ***									
			(1) 電気保安委託										
			(2) 浄化槽管理委託(3) 消防設備検査委託										
			(4) 特殊建物定期検査	委託.									
			(5) ボイラー保守点検	委託									
			(6) ろ過機保守点検委	Æ									
			(7) 受水槽清掃業務委員 (8) ウォータースライダー法定点	ti 協委託									
			(9) ポンプ類保守点検	委託									
			(10) エレベーター保守!	点検委託									
			(11) 重油ボイラー排ガジ(42) 貯水博味は300円										
			(12) 貯水槽清掃業務委該 (13) 空調設備保守点検										
				× 11 0									
	<u>l</u>												

上島合併協議会 調整方針(資料)

協議事項 21- 各種	重事務事業の取扱い		関係項目	第3セクター
調整方針	資	米斗		

留 意 事 項

公益法人は、民法の規定に基づき設立される法人で、人の集まりである社団法人、財産の集まりである財団法人の2種類があります。また、市町村が出資し商法の規定に基づき設立された株式会社等の経営形態をとる法人のことを、通常「第3セクター」と呼んでいます。

市町村がこれら団体の資本金、基本金の2分の1以上を出資している場合には、地方自治法第244条の2第3項により公の施設の維持管理を委託することができたり、資本金、基本金の4分の1以上を出資している場合には、地方自治法第199条第7項で監査委員の監査の対象団体になるなど、地方自治法上、出資団体に関する規定が数箇所あります。

合併に伴って、合併関係市町村が公益法人や株式会社などの第3セクターに出資している場合には、その出資者又は株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することとなった合併市町村に引き継がれますが、株主の名義変更等が求められた場合は、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要があります。また、役員については、充て職でない限り、自然人を委嘱しているため直接的な影響はないものの、実際には速やかな役員変更の手続が必要になる場合がりと思われます。市町村付は、合併関係市町村が出資している第3セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが、効果的・効率的な管理を図るうえで必要があると判断される場合には、第3セクターの統廃合を検討することも必要です。

《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》

東宇和・三瓶町合併協議会 < 西予市; H16.3.31までに合併予定 >

〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、 西宇和郡 三瓶町〕

例

1 現在の第3セクターについては、合併時に調整し、新市に引き継ぐ。

谁

2 第3セクターの出資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

宇摩合併協議会 < 四国中央市: H16.4.1合併予定 >

【愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村】 株式会社やまびこについては、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。

事